

特定不妊治療費助成に係る所得額の計算方法

夫婦の前年（申請日が1月から5月の場合は前々年）の所得額の合計が730万円未満の場合が助成の要件ですが、ここでいう所得額は以下のように計算します。

児童手当法施行令第2条及び第3条を準用		夫	妻
所得額	A 所得金額 (収入金額から税法上の必要経費を引いた額)		
控除額	B 児童手当法施行令第3条第1項の控除額 (所得がある場合一律8万円)	80,000円	80,000円
	C 障害者控除 (該当者1人につき27万円)		
	D 特別障害者控除 (該当者1人につき40万円)		
	E 寡婦・寡夫・勤労学生控除 (該当する場合27万円)		
	F 寡婦(特例)控除 (該当する場合35万円)		
	G 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除 (該当控除額)		
	H 控除額の合計額(BからGの合計)		
対象所得額の算出	I 夫婦それぞれの所得額(A-H)	(1)	(2)
	J 夫婦の所得額の合計(Iの合計)	(1)+(2)	

(Jの金額が730万円未満であること。)

◎Aについては、給与所得や事業所得、その他の所得を合算したものです。

- ・源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」
- ・確定申告書Aでは、「第一表の所得金額の合計金額」
- ・確定申告書Bでは、「第一表の所得金額の合計金額」+「第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」
- ・住民税課税証明書では、前年所得の合計金額(自治体によって表記が異なります。)

◎Bについては、Aの所得金額がある場合に控除することができます。

◎C～Gまでの控除の額等は、住民税特別徴収税額通知書、住民税納税通知書、確定申告書の控などで確認できます。

◎Iについては、マイナスにはできません。マイナスになる場合は0円になります。